

営業許可書

営業者住所 東京都練馬区大泉学園町三丁目21番7号

営業者氏名 有限会社鶴金社中

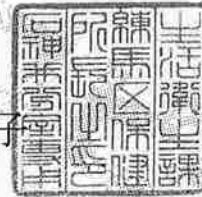
(法人の場合は、その名称および主たる事務所の所在地)

令和 4年 3月 28日 付けで申請のあった営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により下記のとおり許可します。

令和 4年 3月 30日

練馬区保健所長 向山 晴子

記



1 施設の所在地

都内一円

2 営業の種類

飲食店営業(自動車)

3 施設の名称、屋号又は商号

シトロエン3号

4 許可条件

自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱で定めた給水タンクの容量に応じた食品及び食器類の取扱いに限る。

本許可の効力は

令和 4年 3月 30日 から

令和 9年 3月 31日 までとする。

この営業許可書は、練馬区保健所長が交付したものですが、都内の他保健所長の許可を得たものとみなされるため、都内一円で営業することができます。

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)。

また、この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。)。

- 注意
- 本書に記載の許可期限満了後、なお引き続き営業の意思のある方は、許可期限満了の約1か月前に許可更新申請書を忘れずに提出してください。
 - 申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第3条の施設基準に合致しない場合は許可されません。あらかじめ改善しておいてください。
 - 許可書または許可済標識は、見やすいところに掲示してください。

届出事項

受付年月日 および受付番号	件名	印
		印
		印
		印